

介護保険制度のサービスと保険料

介護保険は、40歳以上の皆さんで介護が必要な方を支え合う制度です。市区町村が保険者となり、加入者の皆さんの保険料と公費を財源に運営しています。

☎ 介護保険課 介護保険班 ☎ 0820 (73) 5503

1 サービスの使い方

介護や支援が必要と感じたら、次のような流れで介護サービスを利用することができるようになります。

① 要介護認定を受けます

(1) 本人または家族が、介護保険課・各総合支所・出張所および※びつたりサービスを利用し要介護認定の申請をします。

※国が運営するマイナポータルから電子申請ができるサービスです。利用する際は本人確認のためマイナンバーカードが必要になります。

(2) 調査員が訪問し、心身の状態について本人や家族から聞き取り調査を行います。

(3) 訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で、審査・判定します。

(4) 認定結果通知書と介護保険証を送付します。

② ケアプランを作成します

どんな介護サービスを、いつ、どのくらい利用するかを決める計画を作ります。

要介護1～要介護5の人

- 在宅サービスの利用：居宅介護支援事業者へ相談します。
- 施設サービスの利用：介護保険施設と直接契約します。

要支援1・要支援2の人

- 周防大島町地域包括支援センターへ相談します。

③ ケアプランに基づいてサービスを利用します

サービスの種類には次のようなものがあります。詳しくは、介護保険課へご相談ください。

在宅サービス

〈自宅を利用する〉
ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行う訪問介護などがあります。

コンビニ等でのご納付またはスマートフォン決済をご利用ください。

※コンビニ納付では、納付書をホッチキスで留めたものなど、納付できないものもあります。コンビニで納付ができない場合は、納付書裏面に記載の金融機関または役場窓口で納付してください。

※納め忘れを防ぐため、便利で確実な口座振替をおすすめします。町指定の金融機関で手続きできます。

※災害など特別な事情で介護保険料の納付が困難な場合は、減免や徴収猶予を受けられる場合があります。収入や所得等を確認する必要がありますので、ご相談ください。

保険料を納めないでいると

介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常は介護給付費の1/3割ですが、滞納期間に応じて、利用者が費用の全額をいったん自己負担となる場合や、利用者負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなる場合があります。

● 令和8年度介護保険料納入通知書（決定通知書）については、7月中旬に郵送します。

〈施設に通い（泊まり）利用する〉

日帰りで、入浴や食事の提供、機能訓練、レクリエーションなどを受ける通所介護（デイサービス）や、医療機関や介護老人保健施設に通い、リハビリテーションを受ける通所リハビリテーション（デイケア）があります。

また、短期間、介護老人保健施設などに宿泊して、介護やリハビリテーションを受ける短期入所生活介護（ショートステイ）などもあります。

〈生活環境を整える〉
歩行器などの福祉用具貸与や、入浴用のいすなどの購入費用が支給されます。

また、住宅の手すり取り付けや段差の解消などの改修費用が支給されます。

（購入費用・改修費用は限度額あり）

施設サービス（要介護1～5の人のみ）
介護や医療が長期間必要な人は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）原則、要介護3以上の人が利用できます。介護老人保健施設、介護医療院に入所して施設のサービスを利用します。

地域密着型サービス

認知症の人が、少人数で共同生活を送りながら介護や機能訓練などを受け、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や、18人以下の地域密着型通所介護（デイサービス）、在宅や通いなどを組み合わせて、介護や機能訓練などを受ける小規模多機能型居宅介護などがあります。

2 介護保険料について

介護保険制度では、制度を持続的に運営するために、3年ごとに事業計画の見直しを行っており、現在は令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画となります。

65歳以上の人の保険料は算出された介護保険料基準額をもとに、所得に応じて分かれています。詳しくは次のページをご確認ください。

※基準保険料額（年額）6万7800円
【参考】第8期基準保険料額6万6600円
※第1段階、第2段階、第3段階の保険料は消費税増税による財源を充て軽減の強化を実施します。

令和7年度税制改正に伴う令和8年度介護保険料の特例措置

令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除が55万円から65万円へ引き上げられました。

介護保険制度は介護保険料を見込んで介護保険事業を運営しています。介護保険料は住民税の課税状況や合計所得金額を算定基準としています。今回の税制改正により介護保険料の収入が減少して第9期介護保険事業計画の事業運営に支障がでることを避けるため、介護保険法施行令の規定について税制改正の影響を受けないよう改正が行われました。

令和8年度の介護保険料の算定に限り、給与収入が55万1千円以上190万円未満の人は、介護保険料の算定基準となる合計所得金額が税制改正前の水準まで引き上げられ、住民税の課税・非課税段階の判定についても同様に、税制改正前の基準に基づいて計算されます。そのため、税制改正の影響により令和8年度の住民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階は課税とみなす場合があります。介護保険制度を持続していくための措置となりますので、ご理解いただきませうようお願いいたします。

3 介護保険料の納め方

40～64歳の人（第2号被保険者）の保険料 加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。

65歳以上の人の保険料
・ 受給する年金が年額18万円以上の人（月額1万5000円以上の人）

年金の支払い（年6回）の際に、介護保険料が特別徴収（年金から天引き）になります。

・ 受給する年金が年額18万円未満の人や年度の途中で65歳になった人など
普通徴収となりますので、納付書または口座振替で個別に納めます。各総合支所・出張所、町指定の金融機関、

第9期（令和6年度～令和8年度）の介護保険料

所得段階	対象者	算定式	年額	
第1段階	①生活保護受給者	基準額 × 0.285	19,320円	
	②町民税非課税者かつ老齢福祉年金※ ¹ 受給者			
	③町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入※ ² が82万6,500円以下の人			
第2段階	町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入が82万6,500円を超え120万円以下の人	基準額 × 0.485	32,880円	
第3段階	町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える人	基準額 × 0.685	46,440円	
第4段階	町民税課税世帯で、本人に町民税が課税されていない	前年の合計所得金額+課税年金収入が82万6,500円以下の人	基準額 × 0.9	61,020円
第5段階		前年の合計所得金額+課税年金収入が82万6,500円を超える人	基準額 × 1.0	67,800円
第6段階	本人に町民税が課税されている	前年の合計所得金額が年間120万円未満の人	基準額 × 1.2	81,360円
第7段階		前年の合計所得金額が年間120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.3	88,140円
第8段階		前年の合計所得金額が年間210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.5	101,700円
第9段階		前年の合計所得金額が年間320万円以上420万円未満の人	基準額 × 1.7	115,260円
第10段階		前年の合計所得金額が年間420万円以上520万円未満の人	基準額 × 1.9	128,820円
第11段階		前年の合計所得金額が年間520万円以上620万円未満の人	基準額 × 2.1	142,380円
第12段階		前年の合計所得金額が年間620万円以上720万円未満の人	基準額 × 2.3	155,940円
第13段階	前年の合計所得金額が年間720万円以上の人	基準額 × 2.4	162,720円	

※¹老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた人が受給している年金です。

※²課税年金収入=老齢年金等の収入（遺族、障害年金等の非課税年金以外）